

1. 基礎情報

自治体名	神奈川県川崎市
担当部署名	市民文化局市民生活部多文化共生推進課
電話番号	044-200-2846
ホームページ	<a href="https://www.city.kawasaki.jp/250/soshiki/4-1-8-0-0.html">https://www.city.kawasaki.jp/250/soshiki/4-1-8-0-0.html</a>



川崎市外国人市民代表者会議の様子

在留外国人数	令和4年9月現在	46,250	人	住民基本台帳人口に占める割合	3.0	%
うち、国籍別上位3ヶ国の人数及び国籍名	1位 (中国)	15,384	人	2位 (韓国)	7,295	人
				3位 (フィリピン)	4,886	人

2. 多文化共生に関する活発な取組や、独自性・先進性のある取組の内容

大分類	その他	
小分類		
取組のポイント	国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合う多文化共生社会の実現	
具体的な取組内容	昭和47(1972)年 市内在住外国人への国民健康保険の適用 昭和50(1975)年 市営住宅入居資格の国籍条項撤廃、児童手当の支給開始 昭和61(1986)年 川崎市在日外国人教育基本方針の制定 昭和63(1988)年 川崎市ふれあい館の開設 平成6(1994)年 川崎市国際交流センターの開設 平成17(2005)年 川崎市多文化共生社会推進指針の策定。同指針に基づき多文化共生施策が全市的に推進されている。 平成20(2008)年 同指針を改訂 平成27(2015)年 同指針を再改訂 令和元(2019)年 川崎市国際交流センターに多文化共生ワンストップセンター(11言語対応)を開設	

大分類	意識啓発と社会参画支援	
小分類	外国人住民の社会参画支援	
取組のポイント	地域社会の構成員である外国人市民に自らに係る諸問題を調査審議する機会を保障	
具体的な取組内容	川崎市外国人市民代表者会議の設置・運営 ・平成8(1996)年 川崎市外国人市民代表者会議条例の制定 ・代表者は任期2年、1期に限り再任可。26人以内で、18歳以上で引き続き1年以上本市の住民基本台帳に記録されている日本国籍を有しない者から公募により選考 ・会議は年8回、自主的に運営され、年1回、調査審議内容を市長に報告。市長はこれを市議会に報告するとともに公表 ・会議から出された提言については、全庁的に対応 <提言の施策への反映例> ・各区役所、市民館、図書館に「外国人市民情報コーナー」を設置(1998年) ・外国人市民向け広報の基本方針「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」を策定(1998年) ・入居差別禁止条項を盛り込んだ「川崎市住宅基本条例」の施行(2000年) ・要請に基づき、青少年問題協議会、「二十歳(はたち)を祝うつどい」企画実施委員会、かわさき市民祭り実行委員会、国際交流センター活用推進検討委員会等の委員を選出。	